

防府市保育事業推進費補助金交付要綱

平成19年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、防府市保育協会（以下「協会」という。）に対し、協会の職員の人件費を補填することにより、保育所職員の処遇向上を図り、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(補助金の額)

第2条 補助金の額は、予算の範囲内において補助金の額を決定する。

(補助金の交付の申請)

第3条 協会は、補助金の交付を受けようとするときは、防府市保育事業推進費補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 予算書
- (2) 協会職員給与等支払状況
- (3) 協会の決算見込書
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の申請書は市長が別に定める日までに提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第4条 市長は前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、補助金を交付することが適当と認めるときは、当該補助金の交付を決定し、防府市保育事業推進費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、協会に通知するものとする。

(補助金の交付)

第5条 前条の規定により、通知を受けた協会は、速やかに請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項による請求があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは協会に対し、補助金を交付する。

(関係書類の整備)

第6条 補助金の交付を受けた協会は、当該補助金の収支に関する帳簿その他の書類を整備し、当該年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管し

ておかなければならない。

(補助金の清算)

第7条 補助金の清算は次の各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 協会は、年度終了後、速やか補助金が交付された当該年度の人件費に係る収支決算書を市長に提出するものとする。

(補助金の交付の決定の取り消し)

第8条 市長は、協会が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は、一部を取り消すことができる。

(1) この要綱の交付に関して違反したとき。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付の全部又は、一部の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、協会に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

年（ 年） 月 日

宛先）防府市長

防府市寿町7番1号

防府市保育協会

会 長 名

年度防府市保育事業推進費補助金交付申請書

防府市保育事業推進費補助金交付要綱第3条の定めるところにより、下記のとおり補助金を交付されますよう関係書類を添えて申請いたします。

記

一 金

円

第2号様式（第4条関係）

指令防子第 号
年（ 年） 月 日

防府市保育協会

会長 様

防府市長

年度防府市保育事業推進費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました標記補助金につきまして、
下記のとおり決定いたしますので、防府市保育事業推進費補助金交付要綱第4
条の規定により、通知します。

記

1. 交付決定額

2. 補助金にかかる収支に関する書類を整備し、当該年度の翌年度の初日から起算して
5年間保存すること。